

「ほのぼの」シリーズ  
介護保険対応版 ほのぼのNEXT  
システム担当者 様

 NDソフトウェア株式会社  
システム開発本部 開発第一部 部長 五十嵐 悠太

## お詫び 医療訪問看護で基本療養費(4日以降)を算定した際 療養費明細書が作成されない場合があります

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、ほのぼのNEXT2024年6月改正対応版におきまして、以下の不具合が発生することが判明いたしました。この度の不具合により、大変ご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げます。

不具合の内容および今後の対応につきまして下記のとおりご案内申し上げます。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも品質において一層の向上に努めて参ります。

敬具

記

### 【対象の事業種別】

- ・ 訪問看護（医療）

### 【発生条件】

基本療養費（4日以降）または、精神基本（4日以降）または医療観察基本（4日以降）を算定した場合、以下の条件に該当する際に療養費明細書および利用料請求書が作成されない場合がございます。

#### ■基本療養費(4日以降)の場合

以下の条件を全て満たしている場合に発生いたします。

- ① 処理年月「R6/6」以降、かつ保険種別が「社保/国保/後期」である。
- ② [請求] → [算定]（または[利用状況]） → [提供票]画面で、特別指示期間外に基本療養費（4日以降）を算定している。
- ③ [請求] → [心身状態]画面で、「該当する疾病等」に以下のいずれかのコードのみが選択されている。
  - ・ 58 真皮を越える褥瘡の状態にある者
  - ・ 59 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

#### ■精神基本(4日以降)又は医療観察基本(4日以降)の場合

以下の条件を全て満たしている場合に発生いたします。

- ① 処理年月「R6/6」以降、かつ保険種別が「社保/国保/後期」である。
- ② [請求] → [算定]（または[利用状況]） → [提供票]画面で、特別指示期間外に精神基本（4日以降）又は医療観察基本（4日以降）を算定している。
- ③ [請求] → [心身状態]画面で、「基準告示第2の1に規定する疾病等の有無」又は「該当する疾病等」が未登録である。

※精神基本（4日以降）又は医療観察基本（4日以降）は本来チェック対象外でしたが、チェック対象に含んでしまい、発生条件を満たした場合に、集計メッセージが表示されてしまいます。

## 【不具合の内容】

### ■基本療養費（4日以降）の場合

基本療養費（4日以降）を特別指示期間外に算定し、「該当する疾病等」を登録しているにも関わらず、以下の集計メッセージが表示され、療養費明細書、利用料請求書が作成されません。

(例)

該当する疾病等	58 真皮を越える褥瘡の状態にある者
---------	--------------------

↓ 集計

確認内容
注意：「基本療養費Ⅰ・Ⅱ（4日以降）」が算定されていますが、心身状態の「基準告示第2の1に規定する疾病等の有無」および「該当する疾病等」に別表7又は別表8が未登録です。心身状態画面をご確認ください。

### ■精神基本（4日以降）又は医療観察基本（4日以降）の場合

退院後3ヶ月以内で4日以降のサービスを算定しているにもかかわらず、以下の集計メッセージが表示され、療養費明細書および利用料請求書が作成されません。

(例)

基準告示第2の1に規定する疾病等の有無	3 無
該当する疾病等	

↓ 集計

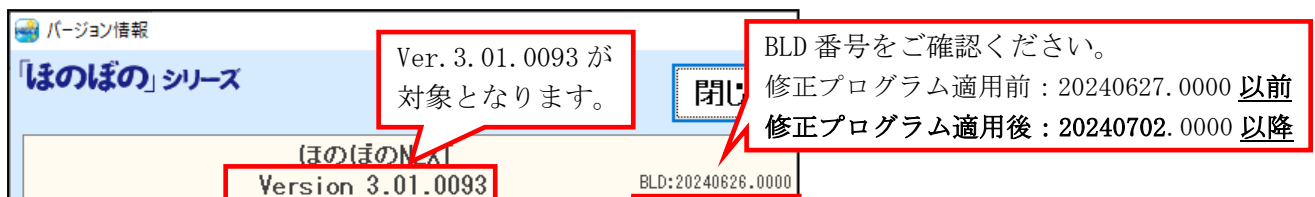
確認内容
注意：「基本療養費Ⅰ・Ⅱ（4日以降）」が算定されていますが、算定日に有効な特別指示が未登録です。看護指示画面をご確認ください。
注意：「基本療養費Ⅰ・Ⅱ（4日以降）」が算定されていますが、心身状態の「基準告示第2の1に規定する疾病等の有無」および「該当する疾病等」に別表7又は別表8が未登録です。心身状態画面をご確認ください。

## 【修正プログラムのご提供について】

- ・NDS ダウンローダーをご利用のお客様（Ver. 3.01.0093 のお客様）  
NDS ダウンローダー：2024年7月2日（火）午後6時に配信を予定しております。
- ・オンラインプラットフォームをご利用のお客様  
最新バージョン（Ver. 3.01.0093）に対する修正プログラムを下記メンテナンスにて適用いたします。  
メンテナンス実施：2024年7月3日（水）午前0時～午前4時までを予定しております。

## 【修正プログラム適用後の操作方法】

- 1) [メニュー] → [ヘルプ(H)] → [バージョン情報(A)…] より、BLD 番号が【20240702.0000 以降】に更新されたことをご確認ください。



※NDS ダウンローダーのお客様で、修正プログラムが適用されていない（BLD 番号が 20240627.0000 以前）場合は、NDS ダウンローダーより修正プログラムをダウンロードし、実行してください。

- ・修正プログラム：「リリース ID：2024年7月2日版」

2) 修正プログラムの適用が確認できましたら (BLD 番号が 20240702.0000 以降の場合)、通常通り集計処理を実行いただき、請求業務を行ってください。

● **NDS ダウンローダーがない、かつ、オンラインプラットフォーム以外のお客様 (Ver3.01.0093 のお客様)**  
本不具合に該当する利用者分のみ、以下の手順にて対応をお願いいたします。

- ① [請求]→[集計処理]→[集計]ボタン→[集計処理]画面→[マスタ他]ボタン→[設定]ボタン→[設定]画面→[訪問看護]タブで「オンライン請求(医療)の ASP チェック」を一時的に「チェックしない」に設定します。
- ② 集計処理にて、該当する利用者のみを選択して集計を行います。
- ③ ②が完了後、①の「オンライン請求(医療)の ASP チェック」を「チェックする」に設定します。

なお、本不具合については、2024年7月版のバージョンアップにて対応を予定しております。

**【お問い合わせ先】**

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上